



北信交旅第251号の2
北信交監第114号の2
北信技保第 46号の2
平成24年 7月10日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり自動車交通局安全政策課長、旅客課長、整備課長から通達があり、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので了知されるとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



公示

公示第27号

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け公示第56号)について、別紙のとおり一部改正する。

なお、この基準は平成24年7月20日から施行する。

平成24年7月10日

北陸信越運輸局長 最勝寺 潔



<p>新 公 示</p> <p>公示第56号</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について</p>	<p>旧 公 示</p> <p>公示第56号</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準において、別途定めることとした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準を別添のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成14年1月30日付け新自旅第632号、新整保第263号)は廃止する。ただし、この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通りに従つて行政処分等を行うものとし、また、平成21年12月31日までに行つた監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。</p>	<p>平成21年 9月30日</p> <p>北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p>	<p>附 則 (平成21年11月20日 北信交旅第575号、北信交監第171号、北信技保第100号)</p> <p>この公示は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成21年11月20日 北信交旅第575号、北信交監第1197号、北信技保第100号)</p> <p>この公示は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成23年1月4日 北信交旅第1197号、北信交監第1063号、北信技保第1020号)</p> <p>この公示は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成23年1月4日 北信交旅第1197号、北信交監第1197号、北信技保第1020号)</p> <p>この公示は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>1. この公示は、平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の公示により政処分を行うものとする。</p> <p>2. 平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の公示により政処分を行いうるものとする。</p>
---	---	---	--	---	--	---	---	---

附 則（平成23年3月31日 北信交旅第1483号、北信交監第1180号、
北信技保第1056号）
この公示の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規
則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日 北信交旅第10号、北信交監第15号、北信技保第
9号）
この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成24年7月10日 北信交旅第251号、北信交監第114号、北信
技保第46号）
この公示は、平成24年7月20日から施行する。

附 則（平成23年3月31日 北信交旅第1483号、北信交監第1483号、北信交監第1180号、
北信技保第1056号）
この公示の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規
則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日 北信交旅第10号、北信交監第15号、北信技保第
9号）
この公示は、平成24年4月16日から施行する。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準) 新旧対照表

適用条項	違反行為	新規則第7条の2第1項	適用条項	違反行為	新規則第7条の2第2項
運輸規則第7条の2第1項 運送引受書の交付義務違反 交付	①未交付率50%未満 ②未交付率50%以上 記載事項の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上	初違反 勸告 10日車 口頭注意 警告	基準日車等 再違反 10日車 30日車 10日車 警告	適用条項	(注) 「保存なし率」の算出に当たっては、運送引受書未交付の場合には保存なしにも該当することとする。
運輸規則第7条の2第2項 運送引受書の保存義務違反	①保存なし率50%未満 ②保存なし率50%以上	初違反 勸告 10日車 30日車	基準日車等 再違反 10日車 30日車	適用条項	



国自安第 38 号
国自旅第 212 号
国自整第 59 号
平成 24 年 7 月 9 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 62 号、国自旅第 130 号、国自整第 56 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、平成 24 年 7 月 20 日以降、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行われたい。



国自安第 38 号
国自旅第 212 号
国自整第 59 号
平成 24 年 7 月 9 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 62 号、国自旅第 130 号、国自整第 56 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、平成 24 年 7 月 20 日以降、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行われたい。

別 紙

国自安第 38号

国自旅第 212号

国自整第 59号

平成24年7月9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第62号、国自旅第130号、国自整第56号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、平成24年7月20日以降、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、改正後の基準に従い行政処分等を行われたい。

国自安第 62号
国自旅第 130号
国自整第 56号
平成21年 9月29日
一部改正：平成21年11月20日
一部改正：平成22年12月15日
一部改正：平成23年 3月31日
一部改正：平成24年 3月28日
一部改正：平成24年 7月 9日

各地方運輸局自動車交通部長
関東、近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号。以下「局長通達」という。）により、別途定めることとした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）を別添のとおり定めたので、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行う場合、この処分基準に従い行うこととされたい。

なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第421号、国自旅第146号、国自整第144号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
2. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従って行政処分等を行うものとする。
3. 平成21年12月31日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年11月20日国自安第106号、国自旅第185号、国自整第84号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日国自安第97号、国自旅第152号、国自整第92号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日 国自安第175号、国自旅第243号、国自整第159号）

この通達の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附則（平成24年3月28日 国自安第79号、国自旅第171号、国自整第150号）

この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成24年7月9日 国自安第38号、国自旅第212号、国自整第59号）

この通達は、平成24年7月20日から施行する。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第1号 平成21年9月29日 一部改正：平成22年1月20日 一部改正：平成22年12月15日 一部改正：平成23年3月31日 一部改正：平成24年3月28日 一部改正：平成24年7月9日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p>	<p>国自安旅第62号 平成21年11月29日 一部改正：平成22年1月20日 一部改正：平成23年3月31日 一部改正：平成24年3月28日 一部改正：平成24年7月9日</p> <p>国自安第1号 平成21年9月29日 一部改正：平成22年1月20日 一部改正：平成23年3月31日 一部改正：平成24年3月28日 一部改正：平成24年7月9日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p>

自動車局整備課長

自動車局旅客課長

自動車交通安全政策課長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの
行政処分等の基準について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第59号、国自旅第127号、国自整第53号。以下「局長通達」という。)により、別途定めることとした一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(以下「処分基準」という。)を別添のとおり定めたので、管下の一般貸切旅客自動車運送事業者に行政処分等を行なう場合、この処分基準に従い行うこととされた。

なお、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第421号、国自旅第146号、国自整第144号。以下「平成14年通達」という。)は、廃止する。

- 附則
1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。

附則

1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。

2. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従つて行政処分等を行ふものとする。
3. 平成21年12月31日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年1月20日国自安第106号、国自旅第185号、国自整第84号）
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日国自安第97号、国自旅第152号、国自整第92号）
この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日 国自安第175号、国自旅第243号、国自整第159号）
この通達の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附則（平成24年3月28日 国自安第79号、国自旅第171号、国自整第150号）
この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成24年7月9日 国自安第38号、国自旅第212号、国自整第59号）
この通達は、平成24年7月20日から施行する。

2. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従つて行政処分等を行ふものとする。
3. 平成21年12月31日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年1月20日国自安第106号、国自旅第185号、国自整第84号）
この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日国自安第97号、国自旅第152号、国自整第92号）
この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日 国自安第175号、国自旅第243号、国自整第159号）
この通達の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附則（平成24年3月28日 国自安第79号、国自旅第171号、国自整第150号）
この通達は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成24年7月9日 国自安第38号、国自旅第212号、国自整第59号）
この通達は、平成24年7月20日から施行する。

○一般貨物旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準(処分基準)

新旧対照表

適用事項	違反行為		新規則第7条の2第1項		初違反		再違反		適用事項		違反行為		基準日車等		初違反		再違反	
	違反	未交付	未交付率50%未満	10日車	30日車	未交付率50%以上	10日車	30日車	未交付率50%未満	10日車	30日車	未交付率50%以上	10日車	30日車	未交付率50%未満	10日車	30日車	
運送引受書の交付義務違反 交付			①未交付率50%未満 ②未交付率50%以上	勸告 10日車	10日車 30日車	記載事項の不備 ①不備率50%未満 ②不備率50%以上	口頭注意 警告	10日車 30日車	運送引受書の保存義務違反 未交付	勸告 10日車	10日車 30日車	①保存なし率50%未満 ②保存なし率50%以上	勸告 10日車	10日車 30日車	「保存なし率」の算出に当たっては、運送引受書未交付の場合には「保存なし」にも該当することとする。 (注)			
運輸規則第7条の2第2項																		